

## 第65回 永年勤続優良従業員表彰実施要領

- 1 表彰式日時 (1) 令和5年11月22日(水)  
(2) 表彰式 午後6時  
(3) 祝賀会 午後7時(表彰式終了後)
- 2 表彰式式場 北海道グリーンランド ホテルサンプラザ (TEL23-7788)  
岩見沢市4条東1丁目6番1号
- 3 主 催 岩見沢商工会議所
- 4 被表彰資格 岩見沢商工会議所会員企業従業員表彰規則による。
- 5 申請受付期間 自 令和5年 9月 1日(金)  
至 令和5年10月31日(火)
- 6 負担金 各事業所・商店等の負担金は被表彰者1名につき次の区分に基づき、申請書提出時に納入願います。  
年数区分  
5年以上10年未満 5,000円  
10年以上20年未満 7,000円  
20年以上 10,000円  
また、事業主等(被表彰者以外)の方が表彰式及び祝賀会にご出席いただける場合は、別途5,000円をご負担いただきます。
- 7 その他 (1) 勤続年数は、令和5年4月1日を基準日にして逆算し、満年数を算出して下さい。(勤続年数基準表参照)  
(2) 記念品その他の準備がありますので、必ず申請期間を厳守して下さい。期間終了後の申請は受理できません。

# 岩見沢商工会議所会員企業従業員表彰規則

## (趣 旨)

第1条 この規則は、岩見沢商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員である企業及び経済団体（以下「会員企業」という。）の役員（個人企業の事業主を含む。以下同じ。）及び従業員（以下「会員企業従業者」という。）に対して行なう表彰について必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の基準)

第2条 会員従業者の表彰は、功労があり、他の模範と認められる者に対して次の段階毎に審査の上これを行なう。

### 表彰年数区分

5年以上、10年以上、20年以上、30年以上、40年以上、50年以上

## (表彰の決定)

第3条 会員企業従業者の表彰は、会員企業の申請により正副総務委員長の審査を経て常議員会に諮って決定するものとする。

## (表彰の申請手続き)

第4条 前条の申請をするときは、所定の申請書によりするものとする。

## (表彰の方法)

第5条 会員企業従業者の表彰は、表彰状のほか、記念品を贈呈してこれを行なうことができる。

## (年数の計算)

第6条 会員企業従業者の表彰に係る年数計算は、次によって行うものとする。

- (1) 退任又は退職した場合であっても、1年以内に同一の会員企業に復職した場合は、前後の年数を通算する。
- (2) 合併、譲渡又は内容若しくは組織の変更（以下この号において「合併等」という。）があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤年年数を含めて計算する。
- (3) 表彰の基準とする日を4月1日とする。

## (表彰の取消)

第7条 表彰の申請書の書面に不実の記載があることが判明したときは、直ちに表彰を取り消すものとする。

## (経 費)

第8条 会員企業従業員表彰に要する経費は、商工会議所の経費をもって充当する。

- 2 会員企業従業員の表彰において、必要があるときは、申請者から特別に経費を徴収することができる。

## (委 任)

第9条 この規定で定めるもののほか、この規定の施行に関して必要な事項は、会頭が別に定める。

## 附 則

この規則は平成元年7月1日から施行する。

令和5年 月 日

岩見沢商工会議所  
会頭 松浦 淳一 様

事業所所在地  
事業所名  
代表者氏名  
(電話番号)

印

## 申 請 書

岩見沢商工会議所会員企業従業員表彰規則第4条の規定による被表彰該当者として下記のとおり申請いたします。

ふりがな 氏 名	生年月日	勤続 年数	就職年月日	性別	過去の 被表彰 の有無	式典 出欠
	昭.平 年 月 日生	年	昭.平 年 月 日	男・女	有・無	出席 欠席
	昭.平 年 月 日生	年	昭.平 年 月 日	男・女	有・無	出席 欠席
	昭.平 年 月 日生	年	昭.平 年 月 日	男・女	有・無	出席 欠席
	昭.平 年 月 日生	年	昭.平 年 月 日	男・女	有・無	出席 欠席
	昭.平 年 月 日生	年	昭.平 年 月 日	男・女	有・無	出席 欠席
	昭.平 年 月 日生	年	昭.平 年 月 日	男・女	有・無	出席 欠席

事業主等（被表彰者以外）の式典及び祝賀会出席 有 ・ 無

出席者役職氏名 \_\_\_\_\_

注：記入欄不足時はコピーして添付してください。

勤続年数は、令和5年4月1日現在で満了した年数を記入してください。

就 職 年	平成30年	平成25年	平成15年	平成5年	昭和58年	昭和48年
勤続年数	5年	10年	20年	30年	40年	50年

**永年勤続年数基準表**  
(基準日：令和5年4月1日)

就職年月日	勤続年数	就職年月日	勤続年数	就職年月日	勤続年数
H29.4.2~H30.4.1	<b>5</b>	H14.4.2~H15.4.1	<b>20</b>	S62.4.2~S63.4.1	35
H28.4.2~H29.4.1	6	H13.4.2~H14.4.1	21	S61.4.2~S62.4.1	36
H27.4.2~H28.4.1	7	H12.4.2~H13.4.1	22	S60.4.2~S61.4.1	37
H26.4.2~H27.4.1	8	H11.4.2~H12.4.1	23	S59.4.2~S60.4.1	38
H25.4.2~H26.4.1	9	H10.4.2~H11.4.1	24	S58.4.2~S59.4.1	39
H24.4.2~H25.4.1	<b>10</b>	H9.4.2~H10.4.1	25	S57.4.2~S58.4.1	<b>40</b>
H23.4.2~H24.4.1	11	H8.4.2~H9.4.1	26	S56.4.2~S57.4.1	41
H22.4.2~H23.4.1	12	H7.4.2~H8.4.1	27	S55.4.2~S56.4.1	42
H21.4.2~H22.4.1	13	H6.4.2~H7.4.1	28	S54.4.2~S55.4.1	43
H20.4.2~H21.4.1	14	H5.4.2~H6.4.1	29	S53.4.2~S54.4.1	44
H19.4.2~H20.4.1	15	H4.4.2~H5.4.1	<b>30</b>	S52.4.2~S53.4.1	45
H18.4.2~H19.4.1	16	H3.4.2~H4.4.1	31	S51.4.2~S52.4.1	46
H17.4.2~H18.4.1	17	H2.4.2~H3.4.1	32	S50.4.2~S51.4.1	47
H16.4.2~H17.4.1	18	H1.4.2~H2.4.1	33	S49.4.2~S50.4.1	48
H15.4.2~H16.4.1	19	S63.4.2~H1.4.1	34	S48.4.2~S49.4.1	49

※ 負担金           5年以上10年未満           5,000円  
                           10年以上20年未満           7,000円  
                           20年以上                       10,000円

※ 事業主・議員負担金                       5,000円

※ 受付期間               9月1日(金)~10月31日(火)